



平成 27 年 2 月 5 日
四国地方整備局 道路部

「四国道路啓開等協議会」を設立します ～大規模災害時における早期緊急輸送道路の確保に向けて～

南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について、関係機関の連携・協力により、強力かつ着実に推進していくことを目的に、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき「四国道路啓開等協議会」を設立します。

つきましては、第 1 回協議会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 開催日時：平成 27 年 2 月 10 日（火）13:30～15:00
- 開催場所：高松サポート合同庁舎 13 階 1306, 1307 会議室
- メンバー：別紙のとおり
- 議 事：①設立趣意書
②規約（案）
③南海トラフ地震による被害想定等
④今後の進め方

※取材及び写真撮影は、議事③「南海トラフ地震による被害想定等」までとさせていただきます。
取材される場合は、2 月 9 日（月）17 時までに、下記問い合わせ先にご連絡下さい。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.6 防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 道路部

電話 087-851-8061（代表）

道路管理課長

ひょうどう ひでと
兵頭 英人（内線：4411）

道路管理課 課長補佐

わたなべ おさみ
渡辺 修身（内線：4412）

四国道路啓開等協議会名簿

機 関 名	役 職 名	備 考
四国地方整備局	道路部長	会長
四国地方整備局	総括防災調整官	副会長
四国地方整備局	道路調査官	〃
四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
陸上自衛隊第14旅団	第14旅団司令部第3部長	
徳 島 県	県土整備部長	
香 川 県	土木部長	
愛 媛 県	土木部長	
高 知 県	土木部長	
徳 島 県 警 察	交通部長	
香 川 県 警 察	交通部長	
愛 媛 県 警 察	交通部長	
高 知 県 警 察	交通部長	
全国消防長会四国支部	全国消防長会四国支部長	
西日本高速道路(株)四国支社	保全サービス事業部長	
本州四国連絡高速道路(株)	鳴門管理センター所長	
(一社)徳島県建設業協会	会 長	
(一社)香川県建設業協会	会 長	
(一社)愛媛県建設業協会	会 長	
(一社)高知県建設業協会	会 長	
(一社)日本自動車連盟四国本部	ロードサービス部長	
四 国 電 力 (株)	総務部渉外・危機管理グループリーダー	
西日本電信電話(株)四国事業本部	設 備 部 長	
(株)NTTドコモ四国支社	ネットワーク部長	

□関係する法律

●道路法第28条の2

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 関係地方公共団体
- 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者
- 三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

●災害対策基本法第76条の6

(災害時における車両の移動等)

道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第3項第3号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

四国地方における南海トラフ地震対策関係会議

◆四国全域

四国南海トラフ地震対策戦略会議

事務局：四国地方整備局

<経緯>

- H23. 6. 9 設立
- H23. 7. 25 中間とりまとめ公表
- H23. 12. 2 基本戦略の策定、公表
- H26. 3. 28 基本戦略の改定、公表

◇学識経験者

- 国の地方支分部局
- 陸上自衛隊、海上自衛隊
- 地方公共団体、警察本部
- 経済団体
- ライフライン事業者
- 高速道路会社

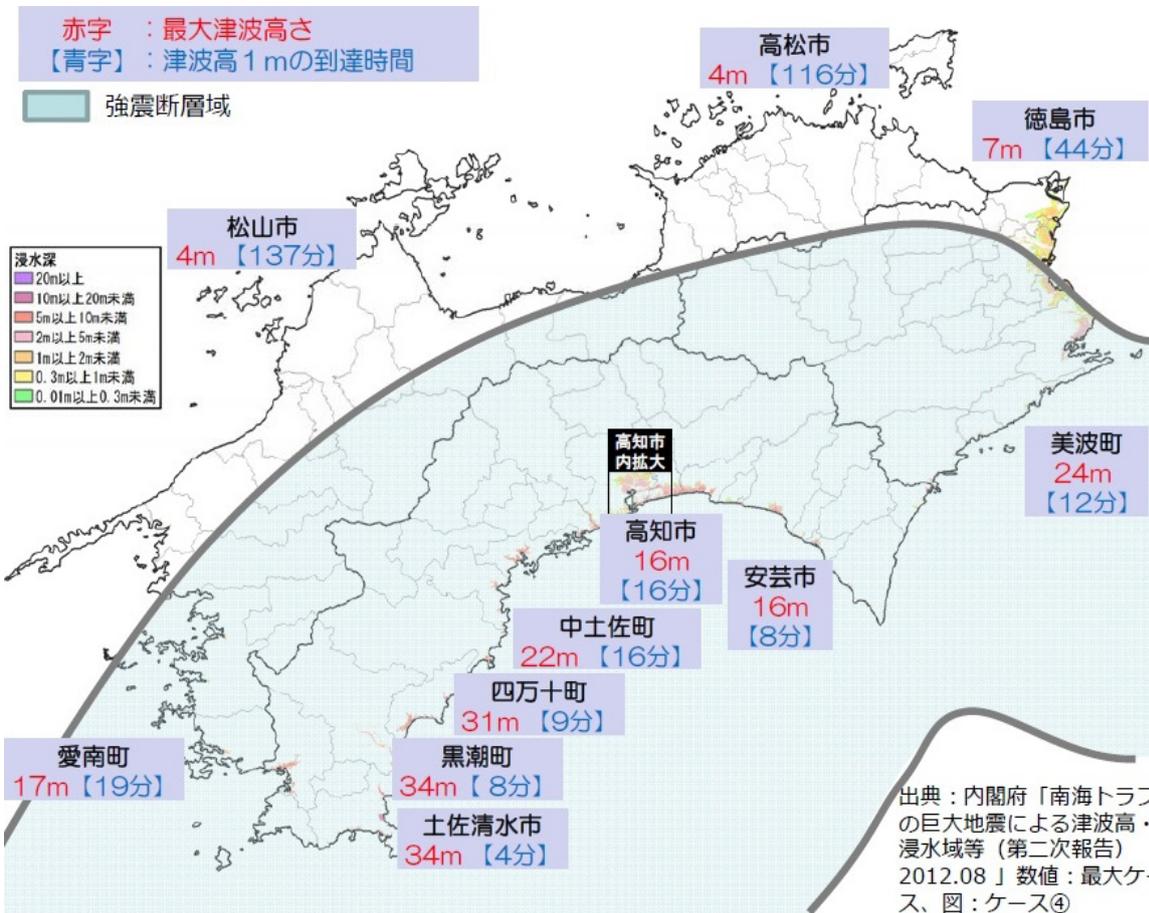
構成員48機関
(H26. 3時点)

◆地域

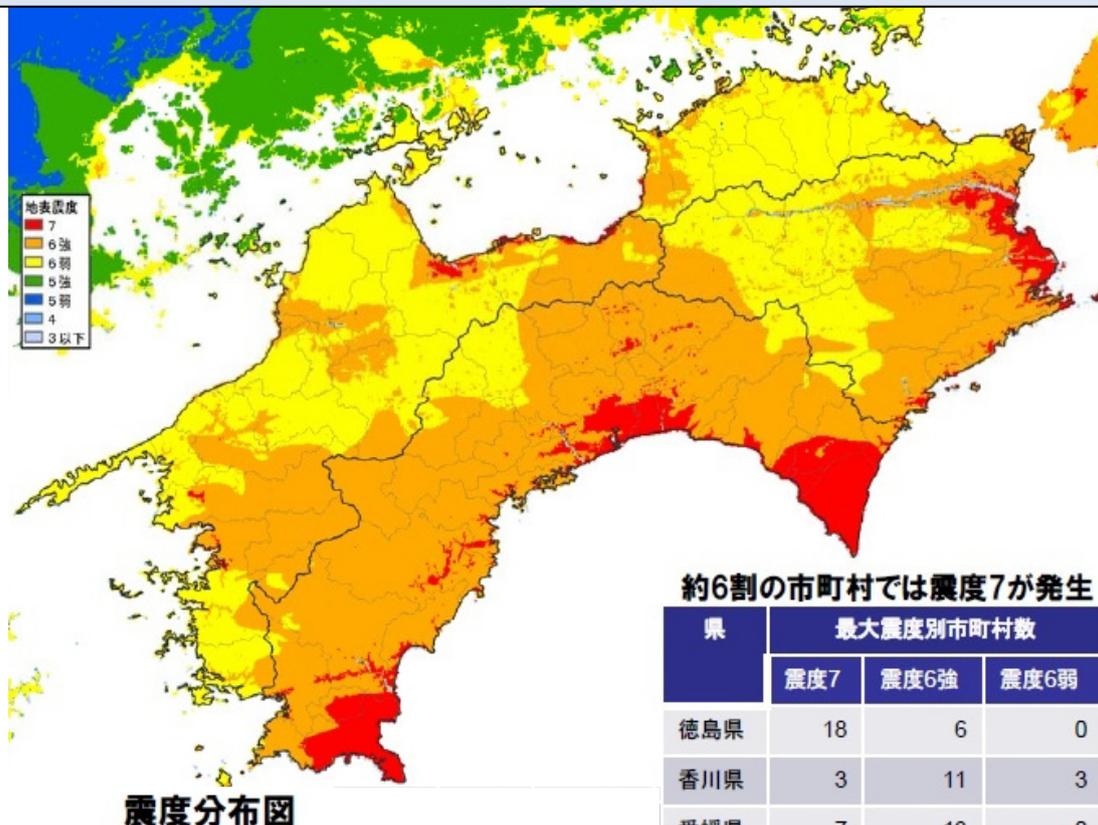
- 徳島県地震防災対策推進会議 (H17.6.9設立 事務局：徳島県)
- 徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会 (H25.5.31設立 事務局：徳島県)
- 愛媛県広域防災・減災対策検討協議会 (H25.5.27設立 事務局：愛媛県)
- 高知県南海トラフ地震対策推進本部会議 (H19.4.1設立 事務局：高知県)
- 高知県道路啓開計画作成検討協議会 (H26.7.30設立 事務局：高知県)
- 高知市南海トラフ地震長期浸水対策連絡会 (H27.1.23設立 事務局：高知県)

南海トラフ地震発生時の被害想定

◆最大津波高さは、34m 津波高さ1mの最短到達時間は、4分



◆震度6強以上の強い揺れが全市町村の97%で発生



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）2012.08」（強震波形4ケースと経験的手法の最大震度重ね合わせ）

道路啓開についての事例(東日本大震災)

東日本大震災における「くしの歯作戦」

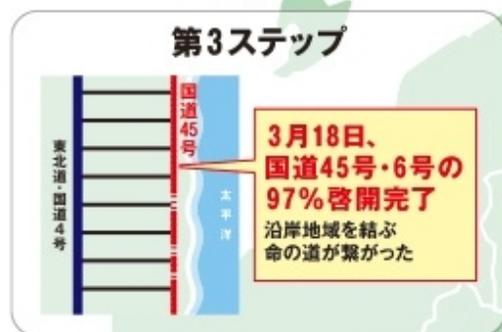
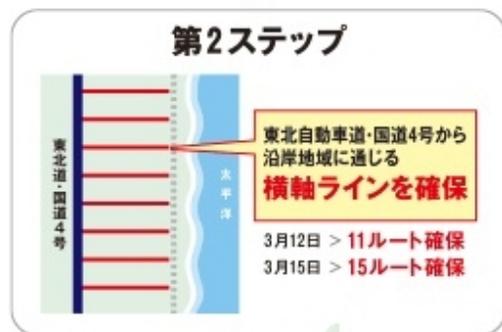
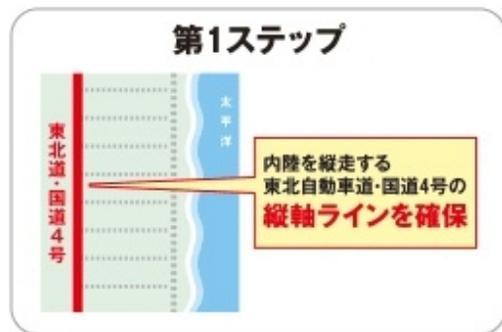
○東日本大震災では、三陸沿岸地区の救助救援のため、「くしの歯作戦」にて道路啓開を実施した。道路啓開は72時間で概ね完了した。



被災後



道路啓開後

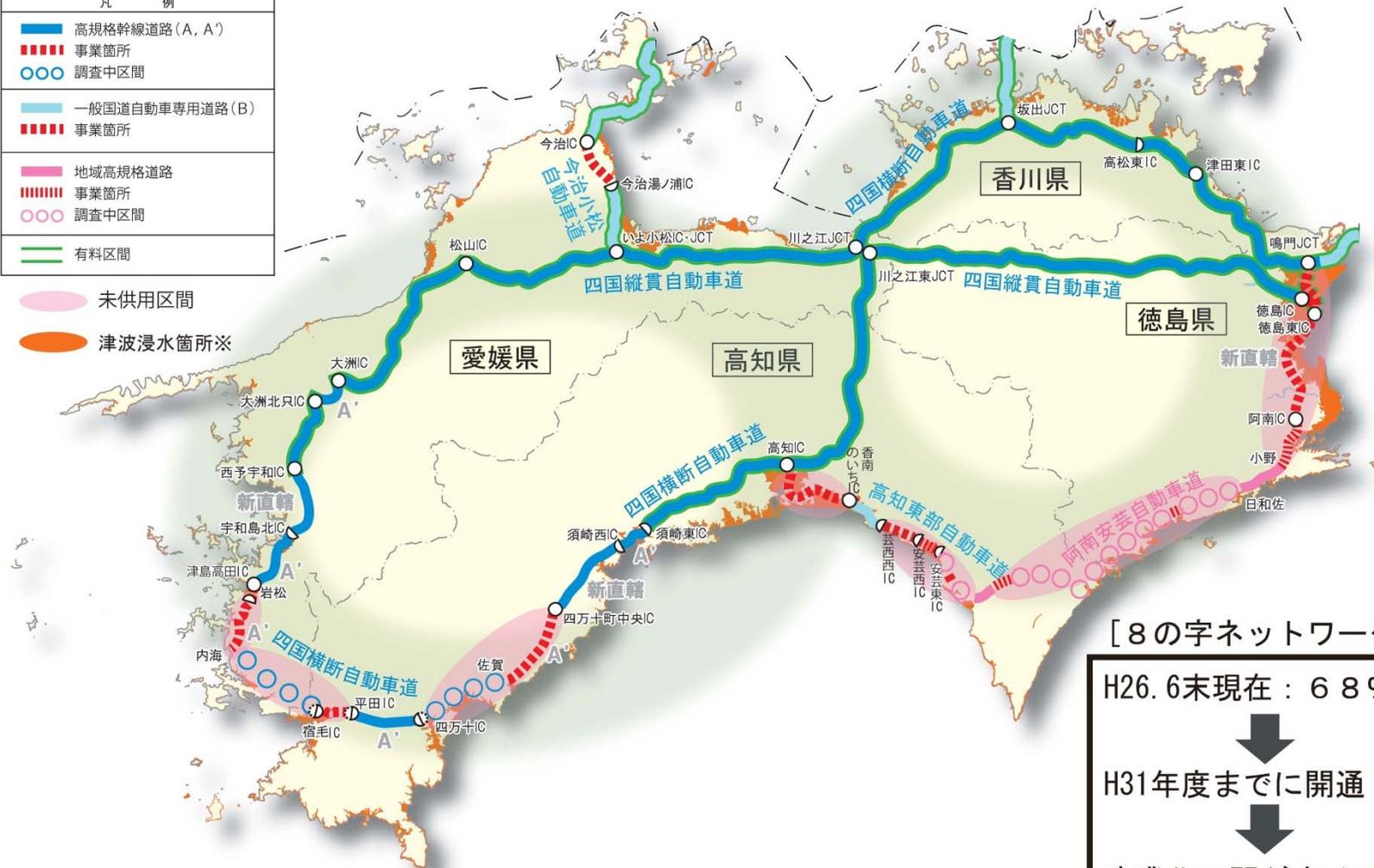


四国8の字ネットワークの整備

- 現在約7割の区間が開通
- 現在事業を実施している区間が完成することにより約84%が開通

凡 例	
	高規格幹線道路 (A, A')
	事業箇所
	調査中区間
	一般国道自動車専用道路 (B)
	事業箇所
	地域高規格道路
	事業箇所
	調査中区間
	有料区間

未供用区間
 津波浸水箇所※



[8の字ネットワークの整備率]

H26.6末現在：68%



H31年度までに開通：74%



事業化区間がすべて開通：84%